

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

お知らせ

第 111 号

2015. 6. 1 発行 TEL

019-622-1038

FAX

平成 28 年 3 月新規学校卒業予定者採用のスケジュールについて

- ◆ 平成 28 年度新規学校卒業者につきまして、高卒求人については 6 月 22 日（月）からハローワークで求人受理が始まり、7 月 1 日（水）から生徒さんへの公開となります。当事務所では、求人票の作成・提出業務も行っていますので、担当者までお申し付け下さい。

なお、求人票に記載する「仕事の内容」につきましては、生徒さん、また就職指導の先生がその仕事を具体的にイメージ出来るよう、できるだけ詳細に記入することがポイントです。「半年間は先輩社員に同行し、補助的業務を行ってもらいます」「県内全域を営業エリアとしています」「〇年後には△△の資格、さらに〇年後には△△の資格取得を目指してもらい、会社は費用も含め全面的にバックアップします」など将来的なキャリア形成に関する説明も重要になります。



「若者応援企業宣言」をしませんか？

積極的に若者（35 歳未満）を採用・育成しようとする中小企業を、ハローワークが P R してくれる制度があります。写真入りの会社情報が岩手労働局のホームページに掲載され、学校の職業指導担当の先生方にも利用を呼び掛けてもらえるため、新卒求人を申し込む企業にとっては自社の情報を P R する絶好の機会となります。

賞与からの社会保険料の徴収について

- ◆ 新しい「賞与からの社会保険料控除額表」を同封致しましたので、ご活用下さい。
なお、健康保険組合にご加入の事業所様は、保険料率が異なりますのでご注意ください。

「業務改善助成金」について

- ◆ 設備投資等による業務の効率改善により、事業場内で最も賃金が低い労働者の時間給又は時間換算額（800 円未満）を 40 円以上引き上げた場合に、その設備投資等にかかった費用の 2 分の 1（労働者 30 人以下の中小企業は 4 分の 3）が支給される「業務改善助成金」が平成 27 年度も実施されています。支給申請には事前に計画書の届出が必要になります。詳細は当事務所までお問い合わせ下さい。

長時間労働の改善を

- ◆ 5 月 20 日付の岩手日報に、盛岡市の建設業者が労働基準法違反で書類送検されたとの記事が掲載されました。男性労働者 1 人に違法な時間外労働や休日労働を行わせていたというものです。労働基準監督署が書類送検するのは、労働者の健康に重大な影響を及ぼす月 80 時間以上の時間外労働を行わせている、時間外労働休日労働に関する協定を結んでいない、監督署の再三にわたる是正勧告を無視する、監督署の是正勧告に対し虚偽の報告をするといった事例です。長時間労働が労働者の身体・生命に及ぼす影響はもとより、いわゆる「ブラック企業」というイメージを会社が受けることのダメージとリスクは大きく、長時間労働対策は非常に重要な問題であるといえます。